

至誠キートスホームヘルプステーション

(訪問介護 自費サービス)

重要事項説明書

1 事業の目的

訪問介護自費サービス事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又はホームヘルパー研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、高齢者に対して適正な訪問介護自費サービスを提供することを目的とする。

2 運営の方針

訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険では認めていない「外出支援」「付き添い見守り」「話し相手」等の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

また、事業所の訪問介護員等は利用者に対し、心身機能の改善、環境調整等を通じて自立を支援し、生活の質向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公正中立な援助を行い、関係区市町村、地域の保健医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 至誠キートスホームヘルプステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	社会福祉法人 至誠学舎立川 至誠キートスホームヘルプステーション
所在地	東京都立川市幸町4-14-1
介護保険指定番号	訪問介護（介護予防含む）：1373000585
サービス提供地域	立川市、国分寺市

※上記地域以外の方でもご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

	資 格
管 理 者	介護福祉士
サービス提供責任者	介護福祉士
訪問介護員	介護福祉士など

(3) サービス提供時間

	通常時間帯 8:00~18:00	早 朝 7:00~8:00	夜 間 18:00~21:00	深 夜 22:00~6:00	備 考
月～土	○	○	○	×	
日・祝	×	×	×	×	

①時間帯により料金が異なります。

②×印のサービスの提供時間帯のご利用についてはご相談に応じます。

(4) その他の休業日

12月31日から1月3日までは休業とさせていただきます。

4 サービス内容と料金

サービス開始前に利用者の方やご家族、ケアマネジャー等とよく話し合い内容を決定します。「ケアの三原則（自己決定・能力の活用・生活の継続性）」を守り、利用者の自立した生活の実現に向け援助するとともに、早期に信頼関係を作れるように努力いたします。

(1) 訪問介護自費サービスの内容

利用者のよりその人らしい生活を、ご自宅や地域で実現するため、下記のような介護保険では認められていないサービスについて対応いたします。なお、本サービスはあくまでも利用者ご本人の在宅生活支援を目的としておりますので、一部サービスについては同居のご家族がいらっしゃる場合はご利用できないことがあります。また、このサービスを介護保険の訪問介護と引き続いてご利用の場合、訪問介護員が途中で変更する場合があります。

① 移動、外出支援

一時的な外出に同行します。常に安全に気をつけ、利用者の希望に添ってお手伝い致します。

(例：墓参りの同行、役所の手続き同行、臨時の金融機関利用の同行、散歩の同行、趣味活動等の同行、葬祭等への同行)

② 付き添いや見守り等

受診付き添いのうち介護保険では付き添う理由を見出せない利用者を対象に、受診の際の交通機関での同乗や病院内の待機に利用者のそばに寄り、受診等に支障のないようお手伝いをいたします。

③ 話し相手

利用者の話題に沿い、楽しみな時間になるようお手伝いいたします。

④ 清掃作業

内容や方法についてよく確認し、効率よく行います。

(例：大掃除等)

⑤ 模様替え、転居に伴う作業

内容等についてよく確認し、家具を傷つけたり物を破損しないよう注意して行います。

(例：家具の移動、転居に伴う荷造り、粗大ゴミの搬出等)

⑥ 地域住民としての役目

自治会の仕事などをお手伝いするとともに、付近住民との良好な関係に努めます。

(例：家の周りの道路の掃除、ごみ収集所の清掃等)

⑦ 施設入所中の一時外泊に伴う家事や身体ケア

介護保険施設等に入所中の一時外泊時の生活援助や身体介護を行います。

⑧ その他

(例：家電製品等の購入、特別な料理作り、その他)

(2) 訪問介護自費サービスの料金

訪問介護自費サービスを利用する場合は下記のとおりです。なお、生活保護を受給されている方は右の欄の料金となります。

項目	内容	1回の料金	生活保護の方
身体介護 外出支援 話し相手 生活援助	30分未満	1350円	1050円
	30分以上60分未満	2700円	2100円
など一律	60分以上(30分増すごとに)	1350円追加	1050円追加

(3) 料金に関する補足事項

※基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

※やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※交通費については前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、担当者等がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

※利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、連絡に要する電話

の通話料、その他消耗品の費用は利用者のご負担になります。

※料金の支払方法は、原則的に利用者の口座より自動引落となっております。毎月15日までに前月利用分の請求書を発行いたします。自動引落の期日は毎月22日(休日の場合は翌営業日)です。

(4) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をいただきます。

＜訪問介護自費サービスの場合＞

- ① 当日：全額自己負担
- ② 前日・前々日：半額自己負担
- ③ それ以外：無料

5 サービスの申込方法

すでに契約している居宅介護支援事業所のケアマネジャーがいる場合は、当事業所と契約をする前にケアマネジャーとご相談ください。ケアマネジャーがいない場合は、直接お電話等でご相談ください。サービス提供責任者がご相談に応じます。サービス提供が決まりましたら、契約を結びサービスの提供を開始します。利用内容の変更や終了についても同様にご相談下さい。

6 当ホームヘルプステーションの特徴

(1) 運営の方針

事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、利用者がもっている能力に応じた、自立した生活ができるように援助いたします。当法人の持つ様々な機能を生かして、利用者の在宅生活を援助します。

(2) サービス利用のために

- ①ホームヘルパーの変更
変更希望がありましたらお申し出ください。ご相談に応じます。
- ②ヘルパーへの研修
研修会、学習会等を行い、常にサービスの向上に努めています。
- ③サービスマニュアルの作成
利用者別のマニュアルを整備しております。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	医院名： 電話番号：
ご家族	氏名	
	連絡先	

8 個人情報の利用と守秘義務

事業者およびサービス従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族等に関する個人情報を、利用者の地域での生活支援、相談援助等の目的のために使用します。また、利用者およびその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。また、退職後においてもこれらの秘密を保守する旨を、退職時に従業者と文書で取り交わします。

9 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市区町村、利用者のご家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10 苦情処理の体制

(1) 当ホームヘルプステーションの窓口

至誠キートスホームヘルプステーション

電話 042-538-2321 FAX 042-538-1302

受付時間は午前10時から午後4時（月曜日～金曜日）

担当：川田 郁美

そのほか、至誠ホームには「至誠ホーム利用者相談委員会」が設置されており、意見・要望・苦情等の窓口対応をしております。

「至誠ホーム利用者相談委員会」

電話042-527-0374 FAX 042-527-2646

(2) 区市町村の相談・苦情窓口

立川市福祉保健部介護保険課介護給付係

電話 042-523-2111(代表)

国分寺市福祉保険部介護保険課給付管理係

電話 042-325-0111(代表)

(3) 東京都の相談窓口

東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177

11 福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価事業の評価については、以下の通りです。

直近の実施日：無

評価機関名：無

評価結果公表：無

12 感染症対策

至誠キートスホームヘルプステーションは、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の項目に取り組みます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を設置し、定期的に（おおむね6か月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。

13 業務継続計画

至誠キートスホームヘルプステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。

14 高齢者虐待防止の推進

至誠キートスホームヘルプステーションでは、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、以下の項目に取り組みます。

- ① 高齢者虐待防止の指針を整備します。
- ② 高齢者虐待防止の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、サービス従事者に周知徹底します。
- ③ サービス従事者に対して、人権擁護、虐待防止等の研修を定期的に開催します。
- ④ 上記の取り組みを適切に実施するために、高齢者虐待防止の担当者を置きます。

15 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

16 ハラスメント対策の強化

至誠キートンホームヘルプステーションは、適切なサービス支援環境を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりサービス従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

17 至誠ホームのケアサービス提供ポリシー

～利用者スタッフの信頼のルール「絆」～

至誠ホームでは利用者の人格を尊重し、利用者が安心してサービスを利用できることを目指します。そのためにスタッフ、利用者、ご家族の信頼のルールを定め、お互いを結ぶ「絆」を大切にします。

<利用者の立場から>

1. 専門的で思いやりがあり、丁寧なケアを利用できる
2. 常に自分自身の可能性と自律が大切にされるケアを利用できる
3. スタッフとご家族、ボランティアさんの協力による心温かいケアを受けられる

<スタッフの立場から>

1. 一生懸命取り組む福祉の仕事と、心を尽くした働きが尊重される
2. 温かい雰囲気の中で、ケアの仕事に就ける事が保障される
3. 働く者の尊厳と良心を傷つける言動や行為に対しては、自らを護ることが認められる

信頼の絆は、利用者・ご家族、スタッフの「笑顔」と「ありがとう」という相手に敬意を示す態度と言葉から育まれます。お互いの立場を尊重し、お互いを大切に思う心で、共に絆を作り上げる努力を続けます。

18 法人の概要

法人名称	社会福祉法人 至誠学舎立川
代表者	理事長 稲永 勝行 常務理事・至誠ホーム長 旭 博之
法人本部所在地	東京都立川市錦町6-28-15
電話番号	042-527-7734
事業開始	明治45年
法人設立	昭和17年

年 月 日

訪問介護自費サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し、
 交付しました。

事業者

所在地 東京都立川市錦町6-28-15
 名称 社会福祉法人 至誠学舎立川
 常務理事・至誠ホーム長 旭 博之 印

事業所

所在地 東京都立川市幸町4-14-1
 事業者名 至誠キートスホームヘルプステーション
 管理者 川田 郁美 印
 事業所番号 1373000585

説明者名 印

同意書

年 月 日

私は、本書面により事業所から訪問介護自費サービスについて重要事項の説明を受け同意しました。

【利用者】

住所

氏名 印

【家族・代理人・成年後見人等】

住所

氏名 (続柄：) 印